給与支払報告

にかかる給与所得者異動届出書

特 別 徴 収

◎異動日の翌月10日までが提出期限となっています。　　＊処理事項　現年度　新年度

福島県須賀川市長様 平成　年　月　日	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号		
				受給者番号		
		名称及び代表者の職氏名	㊞	連絡先	係	
					氏名	
					電話	

			(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額（ア）−（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時までの給与支払額
給与所得者	フリガナ		円	月分から 月分まで 円	円	・　・	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.会社解散 7.普通徴収希望	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収（未徴収税額を全額徴収して納入） 3. 普通徴収（未徴収税額を本人が納付）	控除社会保険料額
	氏名								
	旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)							
	現住所	(異動後の住所)							

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	一括徴収予定月日	一括徴収税額	・退職者の未徴収税額について	市区町村記入欄	月割額	
1. 異動が平成20年12月31日までで、申し出があったため 2. 異動が平成21年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	・　・	上記(ウ)と同額 円	1月1日から4月30日の間に退職した方の未徴収税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるよう、お願いします。		6月分	7月分以降
一括徴収できない理由						
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないためまたは未徴収税額より少ないため 2. その他　理由（　　）	一括徴収した税額は　月分で納入します。 （　月　日納期限分）					

◎転勤等による特別徴収届出書（転勤先の事業所を経由して須賀川市長あて送付してください。）

月割額　円を 月分から徴収し 納入する。	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号	新規 継続	
				受給者番号		
給与計算締切日　毎月　日		名称及び代表者の職氏名	㊞	連絡先	係・氏名	
					電話	

……**特別徴収異動連絡書**（届出者は記入しないでください。）……

指定番号	受給者番号	地区	世帯	個人コード	徴収月	異動事由	更正月	転勤（職）後 指定番号	転勤（職）後 受給者番号	切替月
		−								